

## 議案第4号

### 鳥取県税条例の一部改正について

次とおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
		(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があ			(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があ

った場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。) 後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略	
(3) 法人 の事業税	略 才 法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による申告納付に係る税額
略	

2～5 略

った場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。) 後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略	
(3) 法人 の事業税	略 才 法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による申告納付に係る税額
略	

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中の延滞金に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条第1項	年14.6パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
	税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は年7.3パーセント	税額（同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額を除く。）にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3

(延滞金の割合の特例)

第10条 当分の間、前条第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

前条第2項	年14.6パーセント	パーセントの割合)とし、同表の左欄(1)の同表の中欄才及び力並びに同表の左欄(3)の同表の中欄才に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合
	年7.3パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合 当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合)

(所得割の課税標準)

第22条 略

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項から第15項まで及び同条第16項の施行令の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(所得割の課税標準)

第22条 略

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年の所得税につき租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項（法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

第53条の4 削除

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日

までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する所得割の額は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 削除

第53条の12 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2

項の規定に該当する譲渡所得を除く。) については、法附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この項において「改正法」という。） 附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の100分の1.2に相当する金額とする。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(知事権限の委任)	第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭			
					(知事権限の委任) 第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭

和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。

- (1) 略
- (2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額(第20条第13号)に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。)の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- 2～4 略

(課税地)

和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。

- (1) 略
- (2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額(第20条第12号)に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。)の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

- (3) 法第65条の2の規定による控除した利子割額に相当する金額の請求等に関する事項

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- 2～4 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第15号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地
略	
特定株式等譲渡所得金額（第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地
略	
特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 特定株式等譲渡対価等 法第23条第1項第16号に規定する特

定株式等譲渡対価等をいう。

(10) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第17号に規定する

特定株式等譲渡所得金額をいう。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

略	
(5)	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける

当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第16号に規定する

特定株式等譲渡所得金額をいう。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

略	
(5)	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける

<p>個人</p>	<p>略</p> <p>(7) <u>特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人</u>で当該<u>特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在</u>において<u>県内に住所を有するもの</u></p>	<p>者</p>	<p>略</p> <p>(7) <u>法第24条第1項第7号に規定する選択口座</u>（以下この節において「<u>選択口座</u>」という。）に係る同号に規定する<u>特定口座内保管上場株式等</u>（以下この節において「<u>特定口座内保管上場株式等</u>」という。）の同号に規定する<u>譲渡</u>（以下この節において「<u>譲渡</u>」という。）の対価又は当該<u>選択口座</u>において<u>処理された同号に規定する上場株式等</u>（以下この節において「<u>上場株式等</u>」という。）の同号に規定する<u>信用取引等</u>（以下この節において「<u>信用取引等</u>」という。）に係る同号に規定する<u>差金決済</u>（以下この節において「<u>差金決済</u>」という。）に係る<u>差益に相当する金額の支払</u>を受けるべき日の属する年の1月1日現在において<u>県内に住所を有するもの</u></p>
<p>2～7 略</p> <p>(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)</p> <p>第26条 <u>租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当に係る利子所得及び配当所得</u>について<u>法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該利子所得及び配当所得</u>に対する</p>	<p>2～7 略</p> <p>(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)</p> <p>第26条 <u>租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当に係る配当所得</u>について<u>法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該配当所得</u>に対する所得割の額は、<u>第24条の規</u></p>		

所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等については法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

3 租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等については法附則第35条の2の2第1項の規定の適用がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定

定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等については法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定

配当等（次条において「国外特定配当等」という。）、「租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入を納入申告書に添付しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

配当等（次条において「国外特定配当等」という。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る特別徴収の特例)  
第53条の7の2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、法附則第35条の2の5第1項の規定の適用を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、前条の規定に基づき配当割を徴収する場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定の適用については、第21条第1項第6号及び第53条の6の規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、前条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める場合にあつては、当該施行令で定める日）」とする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収の特例)  
第53条の7の2 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、法附則第35条の2の5第1項の施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等という。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、前条の規定に基づき配当割を徴収する場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定の適用については、第

21条第1項第6号及び第53条の6の規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、前条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める場合）又は、当該施行令で定める日」とする。

3 前項の特別徴収義務者が配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額は、法附則第35条の2第3項の施行令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第53条の3の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第35条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき

同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第

1号の施行令で定める金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第35条の2の4第2項の規定により計算された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第2号の施行令で定める金額

4 前項の場合において、当該配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第53条の7の規定により既に徴収した配当割の額が前項の規定を適用して計算した配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しななければならない。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第53条の10 略

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第23条第1項第16号に規定する選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第53条の15 前条の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第53条の10 略

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第53条の15 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特

翌年の1月10日（法第71条の51第2項の施行令で定める場合）においては、同項の施行令で定める日までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならぬ。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益（以下この項において「当該譲渡の対価等」という。）に相当する金額を支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の施行令で定める場合）においては、同項の施行令で定める日までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県条例第24条の3第2項の改正規定 平成27年1月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条第1項から第3項までの規定 平成28年1月1日

(3) 第2条中鳥取県条例第26条の改正規定及び附則第4条第4項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成26年度分の個人の県民税に対する新条例第26条の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の1.2」とする。

3 第1条の規定による改正前の鳥取県条例(以下「旧条例」という。)第53条の4第1項の規定は、平成25年12月31日以前に支払を受けるべき旧条例第20条第8号に規定する特定配当等については、なおその効力を有する。

4 旧条例第53条の12第1項の規定は、平成25年12月31日以前に行われた同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた旧条例第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額については、なおその効力を有する。

第4条 第2条の規定による改正後の鳥取県条例(以下「28年新条例」という。)の規定中28年新条例第20条第7号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の鳥取県条例(以下「28年旧条例」という。)第20条第7号に規定する利子等については、なお従前の例による。

- 2 28年新条例の規定中28年新条例第20条第8号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき28年旧条例第20条第8号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 3 28年新条例の規定中28年新条例第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた28年旧条例第21条第1項の表(7)に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 4 28年新条例第26条の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。